規制の事前評価書

法令(案)の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため の関係法律の整備に関する法律案(核原料物質、核燃料物質及 び原子炉の規制に関する法律部分)
規制の名称	
規制の区分	新設・改正(拡充・緩和) 廃止 ※いずれかに〇印を付す。
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門 (参事官(法
	規担当): 髙橋 正史)
評価実施時期	平成30年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

(1)規制の目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)に基づく原子炉の設置の許可等の制度は、原子炉の設置、運転等に関する規制等、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するという目的の下に設けられているもの。現在、この原子炉の設置の許可等の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちの一つとして、事業の安定性が阻害され、ひいては、原子力利用における安全の確保に支障をきたすおそれがあるという理由により、従前、成年被後見人を欠格事由としてきたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度 (いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を 躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場 合、その状況が続くこととなる。

(2)規制(法改正)の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、原子炉等規制法においては、原子炉の設置の許可等の欠格要件である「申請者(法人にあっては、その業務を行う役員)が成年被後見人に該当する場合は許可等を与えない」旨の欠格条項(原子炉等規制法第 43 条の3の7等)を削除した上で、個別審査規定として「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」を規定する。

(3) 規制(法改正)の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、原子炉の設置の許可等の制度における成年被後見人に係る 欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行 われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直 しについて(議論の整理)」(平成 29 年 12 月 1 日第 9 回内閣府成年後見制度 利用促進委員会)において見直すこととされている。

2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

3 規制の費用・効果(便益)

- (1)費用
- ① 遵守費用

<本対策案>

原子炉を設置しようとする者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって原子炉の設置の許可等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。

く代替案>

② 行政費用

<本対策案>

改正においては、成年被後見人であることを欠格事由とする現行法と 比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政費用の増加は見 込まれない。

く代替案>

③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案>

特段想定されない。

く代替案>

_

(2) 効果(便益)

<本対策案>

当該規制において、成年被後見人の欠格条項を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)が設置されるため、今後は、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

く代替案>

4 政策評価の結果(費用と効果(便益)との関係等)

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人を原子炉の設置の許可等か

ら一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果(人権問題の解消※)が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。

5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた(平成 29 年 12 月 1 日)。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて (議論の整理)

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の 利 用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、 成 年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等 の 権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを 行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠 格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会(以下「促進委員会」という。)では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9月11 日、9月 27 日、12 月 1日の3回にわたり検討を行った結果、これまでの 議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務 上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、 必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通 常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

(1)事後評価の実施時期

「見直し周期」について、政策評価のガイドラインに則り、5年間とする。

(2) 事後評価に向けた費用、効果(便益)及び間接的な影響の測定指標等個別審査規定の適正性等について判断。